

## 公募型比較見積の執行について

大阪市大正区長 古川 吉隆

次のとおり、公募型比較見積(以下「比較見積」とする。)を実行する。

令和7年2月21日

### 1. 案件情報

案件名称	令和7年度 大正区役所庁舎内トイレの消臭芳香設備賃貸借
履行期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
納入場所	別紙仕様書のとおり

### 2. 日程

見積書提出期間	令和7年3月7日午前9時00分 から 令和7年3月17日午後5時00分まで(持参の場合、本市の休日を除く)
資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出は必要ありません
仕様書に関する質問期間	令和7年2月21日午前9時00分 から 令和7年2月28日午後5時30分まで
質問方法	仕様書に関する質問方法は、質問書(任意書式)を電子メール・FAXいずれかの方法により提出すること。 FAXによる提出先は、4. 比較見積参加申請の書類提出場所と同じ。 ※FAXの場合は送信後に着信を電話にて、担当へ確認すること。
質問先電子メールアドレス	<a href="mailto:th0001@city.osaka.lg.jp">th0001@city.osaka.lg.jp</a>
質問回答方法	質問の回答は、令和7年3月6日午後5時00分までに、「大正区HP>入札契約情報>公募型比較見積>「令和7年度 大正区役所庁舎内トイレの消臭芳香設備賃貸借」」にて公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。
該当ページのURL	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000646907.html">https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000646907.html</a>

### 3. 比較見積参加資格

登録種目	令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿(業務委託)に承認種別「12:賃貸>05:その他の賃貸>01:その他賃貸」で登録されていること。 ただし、過去3年間に大正区役所で契約実績がある場合においては、その限りではない。
必要な許認可(登録)等	なし
その他(実績要件等)	なし

### 4. 比較見積参加申請

提出書類	物品借り入れ見積書(以下「見積書」とする。) 過去3年間に大正区役所で契約実績がある場合は、当該契約の契約書の写し
提出方法	記入要領に従い作成した見積書を、下記、書類提出場所に見積書提出期間の間に、持参又は郵送等により提出すること。 ※郵送等の場合は、見積書提出期間内に到着した場合のみ有効とする。
提出書類交付場所	提出書類は、下記書類提出場所記載の窓口及び大正区HP>入札契約情報>公募型比較見積>「令和7年度 大正区役所庁舎内トイレの消臭芳香設備賃貸借」にて交付する。
書類提出場所	該当ページのURL <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000646907.html">https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000646907.html</a>  大阪市大正区千島2-7-95 担当:大正区役所総務課(5階50番窓口)庶務グループ TEL 06-4394-9626 FAX 06-6553-1981

大正区公募型比較見積【共通事項】		
		(1) 令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿（物品・委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること。ただし、物品売扱の場合は、本市における「令和4・5・6年度 物品売扱入札参加承認証」の交付を受けていること。
		(①) 公告本文に定める比較見積参加資格要件をすべて満たす者であること。
		(②) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
		(③) 見積書の提出日から提出期限までのいずれかの日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けていないこと。
		(④) 見積書の提出日から提出期限までのいずれかの日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
		(3) 比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限現在による。
		(4) 比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行う。
		(5) 当区の指定する期限までに、公告本文に定める比較見積参加資格に定める書類等（以下「資格審査資料」という。）を提出できること。
		(1) 見積書の提出等の手続きは、公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと。
		(2) 見積書提出後の辞退は認めない。
		(3) 仕様書等は、公告日以降に公告文に定める契約担当窓口又は当区ホームページよりダウンロードするものとする。
		(4) 仕様書等に対する質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。
		(1) 見積書の提出期間は公告本文に定める。
		(2) 比較見積参加者がいる場合は当該比較見積を取止め又は中止する。
		見積書の提出について
		(①) 指定した見積書に、入札金額等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		(②) 契約の相手方決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。ただし、物品売扱の場合は、消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。
		(③) 見積書の記載は注意して正確に行い、見積書記載例において確認を行ってから見積書の提出を行うこと。
		(④) 見積書の提出は、見積書提出期間内に完了すること。
		(⑤) 見積書の提出にあたっては、提出期限までに余裕をもって見積書の提出を行うこと。
		(⑥) 一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
4.比較見積の不成立	比較見積の結果、契約の相手方と認められるものがないときは、当該公募型比較見積は成立しない。不成立となった場合は、その後の措置について再度の公告の可否を含め検討するものとする。	

5.見積の無効	(1)	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項に該当する見積。
	(2)	1に定める見積参加資格を有しない者がした見積。
	(3)	本市が指定する様式以外で行った見積。
	(4)	指定する日時までに公告本文に定める提出書類を提出しなかった者がした見積。
	(5)	見積書の金額の表示を改ざんし、又は訂正印のない金額の訂正・削除・挿入等による見積。
	(6)	同等品とは認められない見積。
	(7)	見積書提出後、決定までに見積参加者が次の項目に該当する場合。 ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を受けている。 ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	(8)	見積書提出期限までに当区に対し見積書誤認理由を書面により提出し、当区が誤認無効と認めた見積書。
	(1)	見積提出期限後、「5.見積の無効」のいずれにも該当しない見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約の相手方とし、契約の決定を通知する。ただし、物品売扱の場合は、最高の価格をもって見積した者を契約の相手方とし、契約の決定を通知する。
6.比較見積参加資格の審査及び契約の相手方の決定	(2)	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、見積提出期限以降に、当区が指定する日時・場所において、くじにより契約の相手方を決定するものとする。なお、当該見積者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該見積に係る当区職員が代わってくじを引くことができる。物品売扱であって、最高の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、同様にくじにより契約の相手方を決定するものとする。
	(3)	最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低見積価格を見積った者と価格交渉のうえ、契約の相手方を決定するものとする。なお、最低見積価格を見積った者が2者以上あるときは、当該最低見積価格を見積った者から再度の見積書を徴収し、価格交渉の相手方又は契約の相手方を決定するものとする。
	(4)	見積提出期限後、契約の相手方決定までに、いずれかの見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、見積参加資格を有しない者のした見積とみなして無効とする。
	(5)	契約の相手方となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約の相手方となることを辞退することができない。
		原則として、契約の相手方の決定は見積書提出期限の日(くじ等の場合は、当区が別で定めた日時による)の翌日とし、当区より直接、契約の相手方になった者に連絡を行う。ただし、これによらない場合は、公告文で別途定めるものとする。
7.契約の相手方の決定		原則として、契約の相手方の公表は契約の相手方の決定後、速やかに大正区ホームページ上にて行うこととする。また、公表内容は契約の相手方及び落札金額のみとする。
9.入札保証金及び契約保証金	(1)	入札保証金は免除する。
	(2)	契約保証金契約金額の100分の5以上納付ただし、政府公債、大阪市債等の提供若しくは金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。また、大阪市契約規則第37条第1項第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
10.その他	(1)	提出された資格審査資料等は、無断で他に使用しない。
	(2)	契約の相手方決定後契約締結までに、契約の相手方が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
	(3)	契約締結後、当該契約の契約期間内に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
	(4)	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則に定めるところによる。